

# おくやみサポートデスクのご案内(案)

## 身近な方が亡くなられた後の手続きをお手伝いいたします。

亡くなられた後の市役所内の手続きについて、ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、おくやみサポートデスクを開設予定です。つきましては、下記のとおり試行期間を設けますので、ご利用ください。

市役所で、「できる手続き・すべき手続き」にどのようなものがあるか分からぬ……  
亡くなられた方が利用していた市のサービスが分からぬ……



→ おくやみサポートデスクで、必要な手続きや持ち物をご案内いたします。  
ご利用者の方が各担当窓口を回り、お手続きください 

※ご自身でお手続きされる方は、死亡届提出時にお渡ししている「おくやみパンフレット」もご活用ください。

|        |  |
|--------|--|
| 利用できる方 | 死亡時の住民登録地が秩父市だった方のご遺族  |
| 利用方法   | 予約制 電話、LINEまたは市民課の窓口で申し込み<br>※詳細は裏面に記載しております。  |
| 開設時間   | 水・木 (祝日の翌日及び3月31日、4月1日、年末年始を除く)<br>9時30分～、14時～の2枠<br>※令和7年度の開設日は、以下のとおりです。<br>2月4日・5日・10日 (例外的に開設いたします)・18日・19日・25日・26日<br>3月4日・5日・11日・12日・18日・19日・25日・26日 |
| 開設場所   | 秩父市役所1階 正面玄関フロア階段下   |

### <予約および問い合わせ先>



秩父市役所 市民課

☎ 0494-22-5348 (直通)

平日のみ 8時30分から17時15分まで

# おくやみサポートデスク利用の流れ

## ① おくやみサポートデスクの予約をする

| 電話で予約  | LINEから予約  |
|--|---|
| 表面<予約および問い合わせ先>にお電話ください。<br><br>※下記の内容の聞き取りをいたしますので、お手元に情報の分かる資料をご用意いただけ<br>るとスムーズです。<br><br>○聞き取り内容<br>【亡くなられた方】<br>氏名、住所（地区）、生年月日、死亡日など<br>【窓口に来庁される方】<br>氏名、生年月日、電話番号、亡くなられた方からみた続柄 | 下記QRコードを読み取り、画面の<br>内容に従ってご予約ください。<br><br><br>※秩父市公式LINEの<br>友達追加が必要です。 |
| 市民課の窓口で予約  | 市民課の窓口にご来庁ください。<br><受付時間><br>平日のみ 8時30分から17時15分まで   |

※利用希望日の**5日前（土日祝日を除く）**までにご予約ください。

※利用にあたっては、聞き取りした情報を関係課で共有することへの同意が必要です。

なお、聞き取りした情報は、本手続き以外に利用することはありません。

## ② 必要に応じて、持ち物のご案内があります

下記の代表的な持ち物以外に必要な持ち物がある場合は、利用希望日の前日までに、お電話  
またはLINEにてご連絡いたします。

### 代表的な持ち物

来庁される方の本人確認書類

（運転免許証やマイナンバーカード、顔写真のない場合は資格確認書や年金手帳等2点）

認印（相続人代表）

預貯金通帳（相続人代表および喪主）

葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）

【亡くなられた方が国保・後期医療の対象者で葬祭執行者でない人の振込口座に入金したい場合】委任状（※1）

※1 秩父市のホームページをご確認ください。分からぬ場合は、保険年金課（0494-25-5201）へお問い合わせください。

※手続きを代理の方が行う場合は、委任状が必要となることがあります。

## ③ ご予約日におくやみサポートデスクへお越しください

※銀行や年金事務所での手続き等市役所以外のお手続きは、お受けすることができません。

※該当する手続きが多い場合、すべての手続きを終えるまでに1時間以上かかる場合があり  
ます。また個々の状況によっては、一度の来庁で完結しない場合があります。